

(第2号様式)

(教育委員会経由)

第 号
年 月 日

様

公益財団法人福島県文化振興財団
理事長

㊟

助成金交付内定通知書

年度第 期助成事業で助成金の交付申請のあったこのことについては、本財団規程第8条の規定に基づき、金 円を交付することに内定したので通知します。

なお、下記の条項に留意して下さい。

記

1. 助成金の交付の時期は、助成対象事業が完了し、これに関する実績報告書の提出後であること。
2. 前記に拘らず、特別な事由があるときは交付内定金額の10分の8の範囲内で概算交付をすることができるので、その必要がある場合は、申請すること。
3. 助成金の交付の対象となった事業が、予定の期間内に完了しない場合は、すみやかに理事長に報告して指示を受けること。
4. 助成金の交付の対象となった事業の内容を変更し、又はこれを中止しようとする場合は、「助成事業変更(中止)承認申請書(第3号様式)」により、あらかじめ理事長の承認を受けること。
5. その他申請書記載の内容に重要な変更が生じたときは、そのつどすみやかに理事長に報告すること。
6. 助成金を助成の目的以外に使用しないこと。
7. 実績報告書には事業の成果確認のため、次の資料を添付すること。

1 _____ 2 _____ 3 _____